

国立大学法人東京農工大学期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算取扱細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2条 教育職俸給表の職務の級5級の職員のうち、100分の20の加算割合を受ける者は、第4条に定める数の枠の範囲内で、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)に規定する組織及び施設の長で次に掲げる者</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2条 教育職俸給表の職務の級5級の職員のうち、100分の20の加算割合を受ける者は、第4条に定める数の枠の範囲内で、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)に規定する組織及び施設の長で次に掲げる者</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p><u>ハ 組織運営規則第5条の2第1項に定めるグローバル教育院の長</u></p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日細則第12号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。